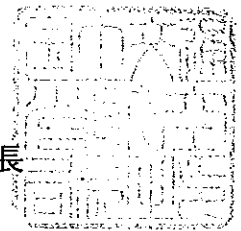


百里 VORTAC の維持管理に関する協定

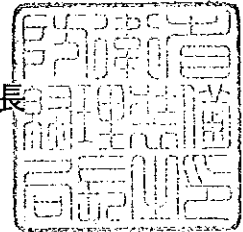
国土交通省航空局長及び防衛省経理装備局長は、百里 V O R T A C の円滑な運用を図るため、次の通り協定する。

平成 2 2 年 2 月 2 2 日

国土交通省航空局長



防衛省経理装備局長



(運用及び維持管理)

第 1 条 国土交通省の百里 V O R と防衛省の百里タカンは、これを組み合わせて百里 V O R T A C として運用する。

2. 百里 V O R T A C の維持管理については、国土交通省は V O R 部分を、防衛省はタカン部分を、それぞれ分担するものとする。

(飛行検査／飛行点検)

第 2 条 防衛省は、次の各号に掲げる事項について飛行検査／飛行点検を実施し、その他の事項についての飛行検査／飛行点検は、国土交通省が実施するものとする。

(1) 百里VORTACを中心として半径40NM以内における百里VORTACのタカン部分の施設性能(百里VORTACのタカン部分と、他のVORTACのタカン部分又は他のタカンとを結んで設定される経路の最低経路高度でのタカン部分の機能を含む。)

(2) 百里VORTACのタカン部分のみを用いて設定される進入方式、出発方式及び入域出域経路

2. 飛行検査／飛行点検の実施に当たっては、その時期、方法等必要な事項を国土交通省と防衛省との間で調整するとともに実施結果を相互に通報するものとする。

(電波法令上の手続き)

第3条 百里VORTACに関する電波法令上の手続きは、国土交通省がVOR部分を、防衛省がタカン部分を分担し、相互に調整のうえ行うものとする。

(性能の変更等)

第4条 国土交通省及び防衛省は、百里VOR又は百里タカンの性能に重要な変更を加え、又は長期間その運用を休止しようとする場合は、あらかじめ相互に協議するものとする。

(調整及び通報)

第5条 国土交通省及び防衛省は、百里VORTACの運用に関し、必要な事項を調整するとともに機器の運用状況等について相互に通報するものとする。

(委任規定)

第6条 この協定の実施に伴い、百里VORTACの維持管理に係る必要な細目は、国土交通省東京航空局東京空港事務所長及び国土交通省東京航空局百里空港事務所長と航空自衛隊第7航空団司令及び航空自衛隊百里管制隊長とが別途協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成22年3月11日から適用する。